

専決処分報告（調停）

平成30年（2018年）9月25日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件6件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成30年5月17日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第22号 未払賃料請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計236,100円を今後分割して平成33年3月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成30年6月7日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第19号 未払賃料請求調停事件	東区伏古団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計308,800円を今後分割して平成35年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成30年6月7日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第27号 未払賃料請求調停事件	東区札幌苗団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計215,700円を今後分割して平成34年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成30年6月26日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第39号 未払賃料請求調停事件	豊平区豊平橋南団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃101,640円を今後分割して平成35年6月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成30年6月27日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第36号 未払賃料請求調停事件	豊平区美園団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計211,600円を今後分割して平成35年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	調停の概要
6	平成30年6月27日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第38号 未払賃料請求調停事 件	手稲区千代ヶ丘西 団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計143,460円を今後分割して平成35年3月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>